

科目等履修生（学部）の出願案内

広島大学経済学部

1 科目等履修生について

科目等履修生とは本学学生以外の方で、本学部開講の科目を1学年又は1学期(前期又は後期)間の履修を願い出て、本学部の教授会において履修を認められ、所定の手続きを行っていただき、学長から許可された方です。

科目等履修生を希望される方は、出願手続きを行う前に、必ず本以下連絡先に問い合わせを行うとともに、事前に履修しようとする科目の担当教員に承諾を得ていただく必要があります。

なお、本学部開講の科目に加えて教養教育科目の履修を願い出ることができます、教養教育科目のみの履修を希望される場合は、総合科学部へ出願してください。

2 入学資格

科目等履修生として入学することができる方は、下記のいずれかに該当する方で、本学において科目等履修生として適当と認められた方が対象です。

ただし、外国人で、本学の科目等履修生になることによって、在留資格を得る又は変更しようとする方の入学はできません。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

※学部生を対象に開設する授業科目の履修を希望する高等学校又は中等教育学校後期課程(以下「高等学校等」という。)の生徒で、本学が適当と認めたものは、科目等履修生として学部に入学することができる。

3 出願期間

- (1) 前期及び1年間の願い出については・・・・・・ 2月1日～2月末日まで
- (2) 後期の願い出については・・・・・・・・・・ 8月1日～8月末日まで

4 出願書類及び検定料

- (1) 入学志願票貼付用紙（検定料納入用） ※検定料振込後のもの
- (2) 科目等履修生許可願（本学所定の様式）
- (3) 履歴書（JIS規格用紙を使用し写真貼付）
- (4) 最終学校の卒業（見込）証明書
- (5) 官公署又は会社等に在籍している方は、その所属長の承諾書（任意の様式）
- (6) 外国人で、既に日本に在住している方（在留資格が永住の方及び特別永住者は除く。）は、在留カードの写し
- (7) 返信用封筒（角形2号[縦33.2cm×横24cm]、140円切手貼付、宛先記入）

注1) 検定料の納入方法について

本学所定の用紙「入学検定料振込依頼書（入金票）」により検定料を振込の後、「入学志願票貼付用」の部分を、本学所定の用紙「入学志願票貼付用紙（検定料納入用）」に貼付し、必要事項を記入のうえ、以下提出先に提出してください。

注2) 科目等履修生許可願について

履修を希望する授業科目について、担当の教員に承諾印をもらってください。

注3) 在留資格が永住の方及び特別永住者について

出願の際、窓口で在留カード又は特別永住者証明書を提示してください。

5 入学志願者の審査及び入学の許可

本学部の教授会で審査を行い、審査の結果に基づき合格の通知を受け、指定の期日までに入学に必要な以下書類（誓約書等）及び入学料を納入された方に入学を許可します。

- (1) 入学手続書類貼付用紙（入学料納入用） ※入学料振込後のもの
- (2) 誓約書
- (3) 学生情報登録シート（本学所定の用紙「研究生・科目等履修生用」）
- (4) 写真票（本学所定の用紙）

注1) 入学料の納入方法について

本学所定の用紙「入学料振込依頼書（入金票）」により入学料を振込の後、「入学手続書類貼付用」の部分を本学所定の用紙「入学手続書類貼付用紙（入学料納入用）」に貼付し、必要事項を記入のうえ、以下提出先に提出してください。

なお、入学手続完了後に入学料の改定があった場合は、振込金額と改定後の金額の差額を後日納入いただくことになります。

また、入学料は複数の学部へ入学を希望される場合、いずれか一つの学部に納入していただくこととなります。

注2) 学生情報登録シートの提出について

複数の学部へ入学を希望される場合は、必要部数「写」を作成のうえ、以下提出先及びそれぞれの学部の支援室（学士課程担当）に提出してください。

注3) 写真票の提出について

「写真票」は、所属の「学科、類、専攻欄」を除く、太枠内の事項について記入してください。（カラー、上半身、脱帽、正面向きで最近3ヶ月以内に撮影し、本人と判別できるもの。裏面に氏名を記入してください。）

6 その他

(1) 出願時に取得した個人情報（氏名、生年月日、性別、その他個人情報等）は、入学のための審査を行うために利用します。また、入学後は、学生支援関係業務及び調査等を行う目的をもって本学が管理します。他の目的での利用及び本学関係教職員以外への提供は行いません。

なお、個人情報については、適切な取扱いに関する契約を締結した上で、コンピュータ処理をするため、関連業務を外部の事業者に委託することがあります。

(2) 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しません。

また、最新の料金は、最新の「広島大学科目等履修生規則」をご確認ください。

なお、検定料、入学料及び授業料の金額は改定されることがあります。その場合は、改定後の金額を納入していただくこととなります。

(参考：令和5年4月現在)

検定料	9, 800円
入学料	28, 200円
授業料	1単位につき 14, 800円

(3) 履修科目は、出願後、時間割の変更により履修科目が重複する場合の外は変更できません。

(4) 事前に別添の科目等履修生規則をご確認下さい。

(5) 授業料の納入方法は、提出いただいた学生情報登録シートの学資負担者連絡先あてに送付する「授業料振込用紙」により振込を行うこととなります。

なお、在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定後の授業料を納入いただくことになります。

(6) 授業を履修するに当たっては、当該年度の広島大学学年暦（授業スケジュール）で授業日程を確認してください。

7 連絡先及び提出先

◎人文社会科学系支援室（経済学部昼間コース担当） (TEL 082-424-7217)

（〒739-8525 東広島市鏡山一丁目2番1号）

受付時間 8時30分～17時15分（※）

◎東千田地区支援室（経済学部夜間主コース担当） (TEL 082-542-6961)

（〒730-0053 広島市中区東千田町一丁目1番89号）

受付時間 8時30分～17時15分 又は 12時30分～21時00分（※）

（※）土曜日、日曜日、休日及びお盆や年末年始等の一斉休業を除く